

橿原市歯周疾患（歯周病）検診実施要領

1. 目的

歯周疾患（以下「歯周病」という。）は、日本人の歯の喪失をもたらす主要な原因疾患である。歯周病は、成人期において未だに有病者率が高く、基礎疾患や生活習慣との関係が注目されていること等から、生涯にわたって歯・口腔の健康を保つために、歯周組織の健康状態を検査して、結果に基づいた適切な指導を行い、日常的に自らが予防に努める行動変容を促すことにより、市民の健康水準の向上に資することを目的とする。

2. 実施主体

橿原市

橿原市歯科医師会、その他関係機関の協力を得て実施するものとする。

3. 対象者

原則として、橿原市内に住所を有し、当該年度内に20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳に達する者とする。

4. 実施方法

検査実施医療機関（以下「受託医療機関」という。）において、個別検診方式にて実施する。

5. 啓発

橿原市は、対象となる市民に対して、受診券の送付、広報への掲載等にて、検診の意義、受診方法、自己負担額等、受診に必要な情報を提供し、検診の周知を行う。

6. 検診の方法

（1）受診券の送付

橿原市は、対象者に受診券を送付する。

（2）検診票の交付

受託医療機関は、受診券、マイナ保険証等の保険資格を確認できるものにより、対象者本人であることを確認した上で、市から予め配布する歯周病検診票（以下「検診票」という。）（様式第1号）を交付する。

（3）検診票の記入

受託医療機関により対象者であることが確認された者（以下「受診者」という。）は、交付された検診票に原則として自ら記入する。

（4）検診の項目

ア. 問診

検診票及び「歯周病検診マニュアル2023（厚生労働省）」を参考に、歯・口腔の

状態、生活習慣、歯科健康診査や治療の状況等、その他についての把握を行う。

イ. 口腔内検査

検診票及び「歯周病検診マニュアル2023（厚生労働省）」を参考に、歯の状況、補綴治療の必要がある欠損部位の有無、歯肉の状況、歯石の状況、その他の所見（楔状欠損等、歯列、咬合、顎関節、口腔粘膜等）について行う。

歯の状況は表1に基づき記入する。

ウ. 検診結果の判定

「歯周病検診マニュアル2023（厚生労働省）」に基づき、①異常なし、②要指導、③要精密検査に区分する。②要指導、③要精密検査の細区分についても必ず判定を行う。

(5) 受診者への検診結果の通知・説明、事後指導

受託医療機関は、受診者に、原則検診実施当日に、検診票（様式第1号-3）を用いて結果の説明及び歯科保健指導を行う。

結果の説明にあたっては、まず現在の口腔内がどのような状態であるかを受診者に具体的に知らせ、病態や進行度について正しい理解が得られるように努めること。

問診により、歯周病との関係が指摘されている基礎疾患や、生活習慣等が認められた場合は、その関係性について指摘し、必要に応じて、医療機関への受診勧奨を行うこと。

(6) 市への検診結果の報告

受託医療機関は、検診票（様式第1号）を市に提出するとともに、検診票（様式第1号-2）を医療機関控として保管するものとする。

7. 要精密検査と判定された者の事後措置について

(1) 検診機関と同一の医療機関にて精密検査（治療）を実施する場合

精密検査実施医療機関は、歯周病検診精密検査結果通知書（様式第2号）に記入し、検診及び精密検査医療機関用（様式第2号-1）を医療機関控として保管し、檀原市用（様式第2号-2）を市に提出するものとする。（受診者本人が精密検査を拒否する場合は、その旨を検診票の「市町村への連絡事項」の欄に記載する。）

※検診と医療を区別することが必要であることから、検診当日は治療を行わないことが望ましい。

(2) 検診機関とは別の医療機関を紹介した場合

市から受診者本人に電話等により受診の確認をするものとする。

(3) 精密検査未受診者の取り扱い

市は要精密検査者名簿を作成し、受託医療機関と連携して、要精密検査者の受療行動の把握に努め、精密検査未受診者については、再度受診勧奨を行う。

8. 契約・委託料等

(1) 市は、検診の委託について、委託料、自己負担金などの具体的な事項を取り決めた契約を檀原市歯科医師会と締結するものとする。

(2) 検診料金等については、市と檀原市歯科医師会との契約に定めるところによるものとする。

る。

- (3) 治療・精密検査等の費用については、受診者が実施医療機関に所定の料金を支払うものとする。(医療保険扱い)

9. 請求等

受託医療機関は、毎月検診件数をとりまとめ、検診票及び請求書を翌月10日までに市に提出する。市は、請求分について受領した月の翌月末までに受託医療機関に支払うものとする。

10. 報告

事業目的が達成され、事業の効果判定を測定する必要があるため、市は、年間の歯周疾患検診結果報告書を作成し、保健所経由の上、県へ提出するものとする。

11. 個人情報の保護

この検診により業務を担当したすべての関係者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号、医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長通知）等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。

12. その他

歯周病は、かつて歯周疾患と呼ばれており、現在も法令上は「歯周疾患検診」と規定されているが、「歯周病検診マニュアル2023（厚生労働省）」において、「歯周疾患」より「歯周病」という文言の使用が推奨されているため、橿原市においても、検診票等の一部の様式で「歯周病」の文言を使用することとする。

表1

分類	記載	定義
健全歯	／	<ul style="list-style-type: none"> ・う蝕あるいは歯科的処置が認められないもの ・咬耗、摩耗、着色、斑状歯、外傷、酸蝕症、発育不全、歯周炎、形態異常、エナメル質形成不全等の歯であっても、それとう蝕病変の認められないもの
未処置歯	C	<ul style="list-style-type: none"> ・小窩裂溝・平滑面において視診で明らかな実質欠損を伴うう蝕病変、あるいはエナメル質下の脱灰・浸蝕を有するもの ・診査者によって判断が異なる程度のエナメル質の初期変化で、直ちに切削治療が必要でない場合は、便宜的に健全歯とする。 ・C4の残根
	R	<ul style="list-style-type: none"> ・根面部のう蝕
	RC	<ul style="list-style-type: none"> ・根面部のう蝕＋歯冠部のう蝕
喪失歯	△	<ul style="list-style-type: none"> ・喪失歯を示す
	⊙	<ul style="list-style-type: none"> ・義歯・ブリッジ等で補綴処置が施されているもの
	×	<ul style="list-style-type: none"> ・先天性欠如または何らかの理由で歯を喪失したことが明らかであっても歯列等の間隔から補綴処置の必要性が認められないもの
処置歯	○	<ul style="list-style-type: none"> ・歯の一部または全部に充填、クラウン等を施しているもの ・歯周炎の固定装置、矯正装置、矯正後の保定装置、保隙装置及び骨折副木装置は含まない ・治療が完了していない歯、二次的う蝕や他の歯面で未処置う蝕が認められた処置歯は未処置歯とする。 ・予防填塞（フィッシャー・シーラント）の施してある歯については、可能な限り問診して、う蝕のない歯に填塞したものは健全歯とするが、明らかにう蝕のあった歯に填塞を施したものは処置歯とする。 ・根面板等を施してある歯は、処置歯とする。

(附則)

この要領は平成16年6月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成18年6月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成22年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成23年4月1日より施行する。
(附則)

この改正後の要領は、平成28年4月1日より施行する。
(附則)

この改正後の要領は、平成31年4月1日より施行する。
(附則)

この改正後の要領は、令和3年4月1日より施行する。
(附則)

この改正後の要領は、令和4年4月1日より施行する。
(附則)

この改正後の要領は、令和5年4月1日より施行する。
(附則)

この改正後の要領は、令和6年4月1日より施行する。
(附則)

この改正後の要領は、令和6年12月1日より施行する。
(附則)

この改正後の要領は、令和8年4月1日より施行する。